

政策会議付議事案書 (令和3年8月11日)

提案課名 子育て総務課 地域共生推進課 障害福祉課 保育こども園課
 報告者名 櫻田 真砂子 荘司 清美 入野 義郎 稲垣 由美恵

<p>事案名</p>	<p>秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>未婚のひとり親は、婚姻関係にある配偶者と死別又は離別した場合に適用される地方税法上の寡婦又は寡夫に係る非課税措置、所得控除及び調整控除の対象とならないことから、本市では、子育て支援を拡充することを目的として、未婚のひとり親に対し、寡婦又は寡夫に係るそれらの措置等を適用して得た額をその者の個人住民税の額とみなして利用者負担額等を決定する「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を平成30年度から実施しています。</p> <p>この度、婚姻歴の有無による税制上の不公平を解消することを目的として地方税法の一部改正が行われ、未婚のひとり親についても、地方税法上の控除等の対象となりました（令和3年度以後の年度分の個人住民税について適用）。</p> <p>このことを受け、条例中の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」に係る規定を削除するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>[経過]</p> <p>平成30年4月 秦野市寡婦（夫）控除等のみなし適用に関する実施要綱施行。 「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を開始</p> <p>令和2年3月 「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）」の公布。（令和3年1月1日施行） 令和3年度以後の年度分の個人住民税から、未婚のひとり親について、「ひとり親控除」を適用</p> <p>[検討結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者医療費の助成対象者について 令和3年7月31日以前は、「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を踏まえて算定した道府県民税上の所得に基づき助成対象者を決定 同年8月1日以後は、令和3年度分の道府県民税上の所得に基づき助成対象者を決定 ・ 保育所入所等の費用徴収について 令和3年8月31日以前は、「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を踏まえて算定した市町村民税の額に基づき階層区分を認定 	

経過・検討結果	<p>同年9月1日以後は、令和3年度分の市町村民税の額に基づき階層区分を認定以上のことから「寡婦（夫）控除等のみなし適用」に係る規定が不要となるため、直近の令和3年9月第3回定例会に条例改正の提案をすることとしました。</p>
決定等を要する事項	<p>次のとおり関係条例を改正すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の別表備考11の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」に係る規定を削除すること。併せて、移動が生じた引用条項を改めるとともに字句の整理を行うこと。 2 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）第3条第2項の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」に係る規定を削除すること。
今後の取扱い	<p>令和3年 9月 令和3年9月第3回市議会定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 10月 公布の日から施行</p> <p>〃 10月 秦野市寡婦（夫）控除等のみなし適用に関する実施要綱の一部改正</p>

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) ひとり親に対する所得控除等の見直しにより、婚姻歴の有無にかかわらず地方税法上のひとり親控除等の対象とされたことに伴い、寡婦又は寡夫のみなし適用に係る規定を削除すること。
- (2) 移動が生じた引用条項を改めること。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例（昭和62年秦野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考2本文中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表備考10中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加え、同表備考11を削る。

(秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「ただし、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者にあつては、その者を寡婦又は寡夫とみなして算定した額とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定は、令和2年以後の年の所得を基礎とする所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得を基礎とする所得の額の計算については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正</p>	
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div>
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 C階層における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C～D18階層における所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における所得割額又は均等割額は、その減免の額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 C階層における均等割額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C～D18階層における所得割額とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合における所得割額又は均等割額は、その減免の額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額とする。</p>

3-9 (略)

10 給食の提供を受けないで、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第6項に規定する家庭的保育を利用する小学校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の規定による徴収金額から7,500円を控除した額(その額が0円を下回るときは、無償)とする。

3-9 (略)

10 給食の提供を受けないで、子ども・子育て支援法第7条第6項に規定する家庭的保育を利用する小学校就学前の児童に係る徴収金額は、この表の規定による徴収金額から7,500円を控除した額(その額が0円を下回るときは、無償)とする。

11 備考1に掲げる者に、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者があるときは、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定を適用して得た額をその者の市町村民税の額とみなして階層区分の認定をするものとする。

秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正

(助成の対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)・(2) (略)

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による

(助成の対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)・(2) (略)

(3) 前年(1月から7月までの間に第6条第1項の規定による

申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定は、令和2年以後の年の所得を基礎とする所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所

申請をした者にあつては、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により都について準用する場合の都民税を含む。以下この号において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。ただし、市長が別に定めるところにより地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなすことを認めた者にあつては、その者を寡婦又は寡夫とみなして算定した額とする。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額を超える者

得を基礎とする所得の額の計算については、なお従前の例による。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例及び秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

1 趣旨

未婚のひとり親は、婚姻関係にある配偶者と死別又は離別した場合に適用される地方税法上の寡婦又は寡夫に係る非課税措置、所得控除及び調整控除の対象とならないことから、子育て支援を拡充することを目的として、未婚のひとり親に対し、寡婦又は寡夫に係るそれらの措置等を適用して得た額をその者の個人住民税の額とみなして利用者負担額等を決定する「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を平成30年度から実施しています。

この度、婚姻歴の有無による税制上の不公平を解消することを目的して地方税法の一部改正が行われ、未婚のひとり親についても、地方税法上の控除等の対象とされたため（令和3年度以後の年度分の個人住民税について適用）、条例中の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」に係る規定を削除するものです。

2 条例改正の概要

(1) 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例

令和3年8月31日以前は、「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を踏まえて算定した市町村民税の額に基づき階層区分を認定していましたが、以後は、令和3年度分の市町村民税の額に基づき階層区分を認定するため、別表備考11の規定を削除します。

(2) 秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例

令和3年7月31日以前は、「寡婦（夫）控除等のみなし適用」を踏まえて算定した道府県民税上の所得に基づき助成対象者を決定していましたが、以後は、令和3年度分の道府県民税上の所得に基づき助成対象者を決定するため、第3条第2項第3号の規定を削除します。

3 施行日

公布の日

「寡婦（夫）控除のみなし適用」事業実施一覧

対象事業		担当課
条例に規定		
1	保育所入所等の費用の徴収	保育こども園課
2	心身障害者医療費助成事業	障害福祉課
規則に規定		
3	助産施設入所事業	子育て総務課
4	小児医療費助成事業	
5	【公立幼稚園以外】特定教育・保育施設等の利用者負担額	保育こども園課
6	未熟児養育医療給付事業	こども家庭支援課
7	放課後児童健全育成事業（学童保育）	こども育成課
要綱等に規定		
8	ファミリー・サポート・センター事業	子育て総務課
9	高等職業訓練促進給付事業（母子家庭等自立支援給付金）	
10	自立支援教育訓練給付事業（母子家庭等自立支援給付金）	
11	がん検診事業（胃、大腸、肺、子宮、乳、前立腺）	健康づくり課
12	市民健康診査事業（39歳以下）	
13	歯周病検診事業	
14	高齢者インフルエンザ予防接種事業	
15	高齢者肺炎球菌予防接種事業	
16	妊婦歯科健康診査事業	こども家庭支援課
17	障害児通所サービス事業（児童発達支援事業）	障害福祉課
18	障害福祉サービス事業	
19	移動支援事業	
20	日中一時支援事業	
21	補装具給付扶助事業	
22	日常生活用具給付事業	
23	自立支援医療	
24	地域活動支援センター事業	
25	障害者訪問入浴サービス事業	
26	身体障害者用自動車改造助成事業	
27	障害者自動車運転免許取得費助成事業	
28	重度心身障害者住宅設備改良事業助成金	
29	重度障害者緊急通報システム事業	
30	特定健康診査事業	国保年金課